

安芸市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年9月25日

安芸市監査委員 福 島 文 明

安芸市監査委員 長 野 弘 昌

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
税務課	釣銭は手提げ金庫等に入れ、定時後は大型金庫で保管されていますが、上下水道課、税務課、環境課、歴史民俗資料館、書道美術館では、手提げ金庫に公金以外の現金がありました。公金が紛れてしまうリスクがありますから、改善を求めます。	手提げ金庫に公金以外の現金と一緒に保管していましたが、別に保管するよう改めました。